



廣
報

るいじ

編集と発行
白石市役所
企画審議室
白石市桜小路35
TEL(代)2111
発行定日 毎月1日
(売価1部2円)

昭和43年度白石市総予算

九億七千五百万円

年度白石市総予算		農林水産費 六千八百	
財産収入 九百三拾三万		五拾二万六千円	
寄附金 三拾万二千円		商工費 一千八百七拾一	
緑入金 三百四拾一万四		万九千円 土木費 六千二百九拾二	
繰越金 四百四拾一万七		万九千円 消防署 二千九百五拾六	
諸収入 一千五百五拾六		万九千円 教育費 一億八千六百九	
市債 四千百六拾万円		拾七万二千円 (災害復旧費) 四百二拾三	
万四千円		万五千円	
万七千円		公債費 五千七百五拾五	
労働費 一千一百六拾九		万一千円 錫先簡易水道給水事業	
万一千円		八百拾九万四千円 齊川簡易水道給水事業	
予備費 百二拾万六千円		二拾一万九千円 小原簡易水道給水事業	
特別会計		二拾一万九千円 その他条例の一部改正など 21議案についてそれぞれ審議されました	
歳出		百當住宅処分金 百八拾	
歳入		一萬四千円 国民健康保険 二億一千	
財産収入 九百三拾三万		二百九拾一万二千円 国保小原診療施設 五百	
寄附金 三拾万二千円		議会費 二千六百七万四	
緑入金 三百四拾一万四		千円 総務費 一億一千四拾八	
繰越金 四百四拾一万七		万四千円 民生費 一億三千九千四千	
諸収入 一千五百五拾六		千円	
市債 四千百六拾万円		万円	
万四千円		千円 衛生費 三千三百三万四	
万七千円		千円	
労働費 一千一百六拾九		万円	
万一千円		万円	
予備費 百二拾万六千円		万円	
特別会計		万円	
審議されました		万円	

白石市印鑑条例の改正
四月一日から施行

白石市印鑑条例の全部を
月一日から施行してきまし

▼昭和43年度白石市一般会計予算歳入市税二億三千三百四拾二万三千円自動車取扱税交付金、六百石市印鑑条例の全部改正する条例案が三月の議会定例会に提案され原稿どおり議決昭和43年4月から施行いたします私たちの日常生活の社会生の上において印鑑使用の

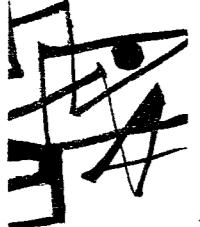
千六万八千円
地方交付税 二億三千四
百二拾九万四千円
分担金及び負担金 四百
二拾九万八千円
使用料及び手数料 三千
九拾一万七千円
国庫支出金 一億三千三
百七拾万七千円
県支出金 六万四千円
三千三百七拾

律行為として果す役割は非常に大きいものがありますしかし、その反面、印鑑が悪用されますと、財物を失い、家、土地、信用を失う暗いこともありますこの暗い反面を排除するために印鑑制度が採用され、昭和30年に制定され同年一月に住民基本台帳法の制定に伴う改正が実施されました。印鑑の登録ができる者は市に住民登録している者と規定されておりましたが、住民登録法が廃止されたに住民基本台帳法が制定されましたので、白石市の区域内に居住し、住民基本

交付する時点において、法人の存在を確認する根拠がないため印鑑証明は市町村でおこなうべきではないと上級官庁から指示がありましたので、法人の役員の印鑑登録制度を廃止しました。したがつてこの条例施行前に届出されている法人の役員としての印鑑は、この
されていらないもの。
④ 印影の照合が困難であると認められるもの
⑤ ゴム印、その他印影の変化しやすいもの
⑥ き損又は、ま滅した
もの
⑦ その他、市長が不適当と認めるもの

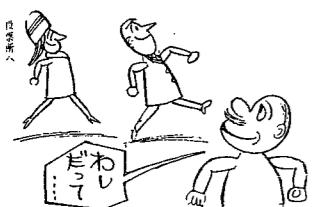
市議会では今までほどほとんど閉会中の継続審査といふことで進められてきましたが、皆さんに、じん速かつ、親切なる審査をおこなうということから会期中に請願、陳情等の審査をすることを申し合せました。

従つて請願、陳情等の受付については、法律的には会期中におこなわれるの



(白石市議會事務局)

5月30日任期満了の白石市 土地改良区総代選挙を次の おり執行します。
一、選挙期日 昭和43年 5月2日(木)
二、投票時間 午前10時 から午後3時まで 白石市
氏体育館
三、選挙期日の告示 昭和43年4月12日
四、選挙すべき総代の数 白石選挙区 15人
福岡選挙区 4人



まちをきれいにしましよう

春になると、ゴミとほこりの目
だつ季節です。

とくに市内の清流にゴミをすて
る人があり、下流は、ゴミの山
で目もあてられません。

みんなで協力して、絶対に川に
ゴミをすてないよう注意しまし
よう。

市議会便り

講願陳情書の

取扱い

会其中に審査を終ることなどむずかしいことであり前に申しあげました通り、じん速かつ親切な審査ということを考慮し、今後における請願陳情書の取扱い方法として定例会開会初日までに議会事務局に提出されておられますものについては、そこの会期中に審査することに申し合せましたのでご了承の上ご協力願います。

定例会第一回以降に提出された請願陳情書等の取扱いについては受け付けいたしますが次の定例会で審査することになります

なお市長事務部局において処理できるような簡易な請願陳情書については議會事務局に各位の指導を得るようとく

昭和43年度農業労働賃金基準表

作業区分	作業名	摘要	単位	基準賃金
水田作業	耕起	耕うん機使用	10アール	1,600円
	代かき	タ	タ	1,000
	田植	食事なし	男女共	1,200
		食事つき		1,000
	稲刈り	食事なし	男女	1,000
		食事つき	共	800
細作業	耕耘	耕うん機使用	10アール	1,200
一般作業	農事	食事なし	男	900
			女	800
	一般	食事つき	男	800
			女	700
調製作業	脱く調製		玄米1表	300
*玉搾り		(60kg)		120

備考 ①1日の労働時間を8時とする、但し田植の場合は従来の慣習による1日とする。
②地形等の関係で特に作業困難の場合は労使双方で協議のうえきめること。
③とくに明記されていない農作業で農事一般作業の賃金によりがたい場合はその地域で協定された賃金によること。

第10回こけしコンクール 5月18日～24日まで

第10回全日本こけしコンクールは5月18日から24までの7日間白石市民会館で開かれます

これは全国のこけしの作品を広く紹介宣伝し、
購者の認識を深めるとともに販路の開拓、民
品として優れた品質と技術の向上を図り、こ
けし産業の振興発展に寄与することを目的とし
ています。

戦没者遺族特別弔慰金の請求は早目にどうぞ

戦没者の遺族に対する特別弔慰金は、国が戦没者の遺族に対し、あらためてその弔慰を示すために支給されます。

氏を改めない事実上の婚姻（姓を含む）をした人、または遺族以外の人と養子縁組をした人は除かれます。② 昭和40年4月1日現在において弔慰金を支給された遺族が死亡している場合において戦没者に子があるときは、その子、戦没者に子がないときは、戦没者と生計を同じくしていた父兄の孫、祖父母、兄弟姉妹の先順位者

は、昭和43年5月31日弔慰金の受給権を取得した以外の遺族である場合は、昭和44年6月30日です。

この期限までに請求しないと特別弔慰金の受給権利がなくなります。

該当者でまだ手続きをしない人は早目に請求してください。

なおくわしいことは市民課にご相談ください。

昭和43年度小児マビ（ポリオ）生ワクチンの第二回目の投与を次の日程でおこないます。

生ワクチンの第二回

祝祭田には田の丸をかかけましよう

料金は一人一回60円です。

▼5月21日午後一時～一時半まで 小原診療所

▼5月22日午後一時～一時半まで 越河出張所

▼同日午後一時半～二時まで 斎川出張所

▼同日午後二時～二時半まで 大平分室

▼5月24日午前九時半～一時半まで白石地区の人で白川出張所

▼同日午後一時～二時半まで福岡地区の人のいづれも市民会館でおこないます。



事業主の皆さまへ —労災保険についてのお知らせ—

- 本年4月1日から、常時5人以上の労働者を使用する事業場に働く労働者は、すべて労災保険の適用を受けることとなりました。
- このため、常時5人以上の労働者を使用する事業の事業主は、労災保険に加入の手続きをとる必要があります。
- 今後は、労働者が業務上、負傷したり、病気になつたり、あるいは死亡した場合には、労災保険から補償を受けることができます。
- なお、労災保険の加入手続きは、事業主団体による労災保険事務組合制度を利用されると便利です。
- 加入についての詳細は最寄りの労働基準監督署または、労働基準局におたずねください。加入にあたって必要な用紙なども、備えてあります。
- 市、町内の該当する事業主は、法律違反にならないよう早目に加入手続をとるようにして下さい。

有利な税金の納め方

昭和43年度の固定資産税第1期納期………4月、2、3、4期分の切符がいつよにありますから1期分を納めるときに同時に後期分も納めることをおすすめします。

これを納期前納付と称しており納期前納をしますと、その納期前に納める、税額に対し、 $\frac{1}{100}$ に納期前に係る月数（14日以下は切り捨て、15日以上は1カ月とする）を乗じて得た額を報償金として交付されます。

報償金は即時窓口で交付されます。つまり、報償金額を差引いた税額だけ窓口に納めればよいことになります。

詳しいことは、納める金融機関の窓口でご相談ください。

行楽期の交通事故防止

四月から五月にかけての行楽期は、交通量の著しい増加に伴つて交通事故の増加が目だつ時期にあたつています。

とくに行楽地へドライブするようなときは、ふだんは用心しているような人でも、とかく無理な運転をするがちであり、例年死亡事故の大きな原因となつていて、酒酔い運転、スピード違反、追い越違反、交差点における餘

行一時停止違反などの増加を防止するため次の点に注意してください。そこで、行楽期の交通事故を防止するため次の点に心配されます。

車の点検、整備を完全に

しておくこと。車には、そ

れぞれ一定の出力や性能や

クセがあるから、これらの

点をよく知っておくこと

です。

トライプの計画に無理の

ないようにすること。途中

の休けい時間なども十分計算に入れ、深夜の運転などはさけることです。

心身を最高の状態に保つておくこと。

前日の疲れや寝不足が残

っているときは、居眠り運

転を招くなど人身事故の起

こる危険も多いから、こう

した状態のもとでは、決し

てハンドルを握らないこと

です。

移動交通事故相談所を開設

4月26日午前10時～3時まで市役所日本間
※交通事故にあい、いろいろおこまりの方
は、ぜひ相談をうけにおいでください。

